

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種説明書

1. ヒトパピローマウイルス(HPV)の症状について

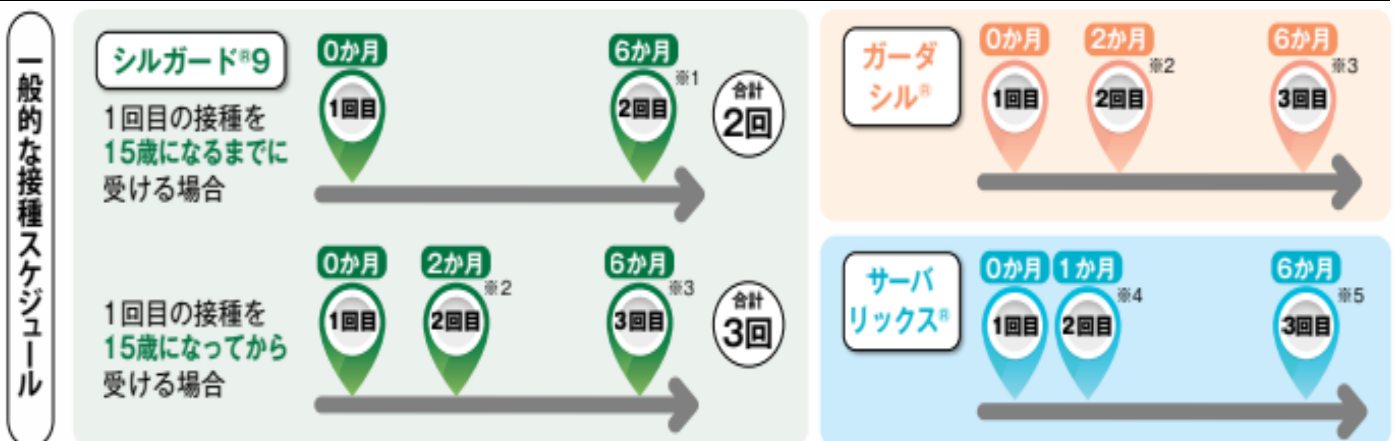
ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2. ワクチンの種類、接種間隔について

初回接種時に以下のいずれかのワクチンを選択し、原則1回目に接種したワクチンと同じワクチンを規定の回数まで接種してください。原則として同じ種類のワクチンを接種することをお勧めしますが、医師と相談のうえ、途中からシルガード9に変更し、残りの接種を完了することも可能です。

	接種回数	接種間隔
サーバリックス	3回	1か月の間隔において2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔において1回接種。 この間隔で接種できなかった場合は、1か月以上の間隔において2回接種後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔において1回接種。
ガーダシル シルガード9		2か月の間隔において2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔において1回接種。 この間隔で接種できなかった場合は、1か月以上の間隔において2回接種後、2回目の接種から3か月以上の間隔において1回接種。
シルガード9	2回	15歳の誕生日前日までに接種した場合に限り、初回接種から5か月以上の間隔において2回接種



3種類いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

※1 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。

※2・3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※2)、3回目は2回目から3か月以上(※3)あけます。

※4・5 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※4)、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上(※5)あけます。

「厚生労働省 HP より」
(裏面もご覧ください)

3. ワクチン接種後の副反応

ワクチンの中には、いくつかの種類のヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座するなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

4. 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

5. 接種後の注意事項

接種後、血管迷走神経反射として失神が現れることがあります。失神による転倒を防止するため、接種後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後 30 分程度体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないようにしてください。

ワクチン接種による効果は、研究により 12 年維持される可能性があることがわかっています。接種完了後、20 歳になったら子宮頸がんを早期発見するため、子宮頸がん検診を定期的に受けましょう。

6. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、住民票のある市町村の担当課へご相談ください。

問い合わせ

飯塚市	健康保健課	地域保健係	（電話）0948-96-8615	（FAX）0948-25-8994
嘉麻市	子育て支援課	母子保健係	（電話）0948-62-5715	（FAX）0948-62-5691
桂川町	健康福祉課	健康推進係	（電話）0948-65-0001	（FAX）0948-65-0078